

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

対象期間 令和2年10月1日から
令和3年9月30日まで

事業所の名称	株式会社 アイシーエル ICL キャリアサービス
事業所の所在地	京都市下京区烏丸通仏光寺下ル大政所町680-1 第八長谷ビル10階
連絡先	075-708-7253

1. 派遣労働者の数

派遣労働者の数(令和4年6月1日付)	8人
--------------------	----

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数 (令和3年度)	32件
----------------	-----

3. 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の平均額(1日8時間あたりの額)	15,800円
派遣労働者の賃金の額の平均額(1日8時間あたりの額)	9,763円
マージン率 $\frac{\text{労働者派遣に関する料金の額の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の額の平均額}}{\text{労働者派遣に関する料金の額の平均額}}$	38.2%

※マージンには、弊社が負担する派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費、事業経費等も含まれています。

4. キャリア形成支援制度に関する事項

<キャリアコンサルティングの相談窓口>

問い合わせ先：株式会社アイシーエル ICL キャリアサービス TEL 075-708-7253

<キャリアアップに資する教育訓練>

「派遣社員 教育訓練実施計画」に基づき実施いたします。

https://www.icl-web.co.jp/career-support/resources/icl_dispatch.pdf

5. その他の事項

福利厚生等	社会保険（労働条件によっては加入できない場合があります）、有給休暇、定期健康診断
各種サポート	キャリアカウンセリング、相談窓口の設置

6. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- 労使協定を締結していない
 労使協定を締結している

- ・ 協定労働者の範囲（24 その他の専門的職業、25 一般事務、32 商品販売の職業）
- ・ 協定書の有効期間終期 令和5年3月31日

届出制手数料に係る手数料表

株式会社 アイシーエル

ICL キャリアサービス

有料職業紹介許可 26-ユ-020039

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付けるときの事務費用	1,000 円(手数料負担者は求人者とします)
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の年間見込み予定賃金の 50%(手数料負担者は求人者とします)
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成立した場合における当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の年間見込み予定賃金の 50%(手数料負担者は求人者とします)
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	成功報酬 職業紹介が成立した場合における当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の年間見込み予定賃金の 50%(手数料負担者は求人者とします)
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成立した場合における当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の年間見込み予定賃金の 50%(手数料負担者は関係雇用主とします)

(注) 手数料が求職者の賃金の 50/100(同一事業主が継続雇用した場合、1 年間の賃金額を算定基礎)を超える場合は、50/100 を限度とします。

(注) 上記手数料は、消費税が含まれておりません。

●返戻金制度に関する事項

1. 入社後から 1 か月以内に自己都合で退職した場合、紹介料を全額ご返金致します。
2. 入社後から 2 か月～3 か月以内に自己都合で退職した場合、紹介料の 50%をご返金致します。
3. 入社後から 14 日以内に会社都合で退職した場合、紹介料を全額ご返金致します。

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

以上